

令和3年10月29日

生徒の皆さんと  
保護者の皆様へ

岡山県立倉敷工業高等学校  
校長 安藤 正道

### 新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における対応について

本県では10月31日まで秋のリバウンド防止期間中にありますが、感染状況が「ステージⅠ」に引き下げられたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準について、11月1日から「レベル1」に引き下げられることとなりました。つきましては、引き続き、基本的な感染症対策を徹底しながら、以下のように対応させていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後の対応について見直す場合がありますことを申し添えます。

記

※下線や消去線の部分が主な変更点です。

#### 1 感染リスクを下げる環境の確保等

##### (1) 毎朝の健康観察

- ・生徒本人~~及び同居の家族~~に風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても、登校させないでください。
- ・登校前に生徒本人の検温結果及び健康状態（~~同居の家族の健康状態も含む~~）を確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。なお、健康状態の把握ができていない場合は、登校時、別室で確認させていただきます。
- ・登校後に風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても帰宅させます。医療機関等を受診し、自宅で療養するようお願いいたします。

##### (2) その他

マスクの着用、教室等の換気、手洗い・消毒の実施、帰宅途中も含む飲食時や更衣時の注意等、感染症対策を徹底します。

#### 2 授業形態

- ・生徒間の間隔の確保、頻繁な換気などにより、感染リスクを下げる環境を確保した上で、授業を実施します。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で、実施を検討します。

#### 3 部活動

- ・対外試合や合宿、県外との交流（県外からの招聘も含む）等については、地域の感染状況等を踏まえ、十分な対策を行った上で実施を検討します。

#### 4 出欠について

① 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は、次のとおりです。

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

##### ○出席停止とする期間

- (1) については、保健所等が指示する日まで
- (2) については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
- (3) (4) については、症状がみられなくなるまで

② 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安は、次のとおりです。

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

③ 提出書類について

上記①(1)～(4)と上記②(1)については、「新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)に係る欠席連絡票」を提出してください。上記②(2)については、事前に御相談いただき、場合に応じて「家庭学習願」の提出をよろしく申し上げます。

また、時差通学願を希望される場合についても、事前に御相談いただき、場合に応じて「時差通学願」の提出をお願いすることがございますので、御了解くださいますようお願いいたします。

これらの書式は、学校ホームページからダウンロードすることができますが、郵送等を希望される場合は御連絡ください。

##### ○ワクチン接種に係る出欠の扱いについて

授業時間帯以外でワクチン接種を行っていただくことが望ましいですが、調整できないなどやむを得ず授業に出席できない場合は公欠扱いとなります。担任へ御連絡ください。

#### 【 本件問合せ先 】

岡山県立倉敷工業高等学校

教 頭 兼 森 俊 浩

副校長 栗 田 武 治

TEL (086) 422-0476

FAX (086) 422-9934